

仕 様 書

1 件名 自動販売機設置場所貸付

2 設置場所等

(1) 設置場所及び設置台数

No	施設名称	設置場所	設置面積	設置台数
1	板倉町役場新庁舎	北側広場付近（屋外）	2 m ² (1 m ² × 2)	2 台 【飲料用】
2	板倉町役場新庁舎	北側広場付近（屋外）	1 m ²	1 台 【アイス用】
3	板倉町役場新庁舎	1階フロア（屋内）	1 m ²	1 台 【飲料用】
4	板倉町役場新庁舎	2階職員休憩室（屋内）	1 m ²	1 台 【飲料用】

(2) 貸付面積及び設置台数

ア 面積 1 m²/台（本体+回収ボックス）

イ 台数 5 台

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※ No 1については、1者につき1台の設置に限る。

3 期間

平成31年2月1日から平成36年1月31日まで（5年間）

4 契約

本契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けであり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約とする。

5 遵守事項

本契約により自動販売機を設置する者（以下「設置者」という。）は、次の事項を遵守しなくてはならない。

(1) 自動販売機の大きさ

別紙の設置位置図に示す設置可能範囲に設置できるものとする。

詳細は別途協議とする。

(2) 自動販売機のデザイン

自動販売機本体の外装色は、「5 Y 7. 5 / 1. 5」(マンセル値) とすること。

N o 3 及び N o 4 については、ユニバーサルデザイン仕様のものですること。

(3) 災害時対応

災害時に板倉町の判断により無償で商品提供可能な機構を備え、静音性を考慮した機種であること。

災害時に無償で提供する商品は、災害時の自動販売機内残存分とする。

(4) 自動販売機の環境対応

ア 「照明自動点灯・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」及び「真空断熱材及びヒートポンプ」等、消費電力の低減対策を導入した機種とすること。

イ ノンフロン対応機とすること。

(5) 安全対策

ア 転倒防止に関して、「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル (日本自動販売機工業会作成)」を遵守し、設置すること。

イ 食品衛生に関して、「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

また、商品販売に必要な営業許可等が必要な場合は、速やかに手続きをし、許可書等の写しを提出すること。

ウ 防犯に関して、「自動販売機堅牢化基準 (日本自動販売機工業会作成)」を遵守すること。

(6) 回収ボックスの設置

ア 空き容器の回収ボックスを原則として自動販売機 1 台に 1 個以上の割合で設置場所に設置すること。

イ 回収ボックスの容量は、販売数量を考慮の上、十分な容積とし、適切な回収を実施し設置場所の環境衛生維持を徹底すること。

(7) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

イ 消費期限の確認等、安定した品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 定期的に保守整備を行う他、苦情・故障時には即日対応すること。

エ 回収ボックスから回収した使用済み容器は、関係法令に基づいて適切に処分すること。

オ 自動販売機の設置及び管理運営に伴う各作業の履行時においては、当該作業員は施設内の衛生管理に協力し、身なりや服装に留意すること。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情等については、設置者の責任より誠意を持って速やかに対応すること。

また、自動販売機毎に故障時等の連絡先及び対応について利用者にわかりやすい掲示を行うこと。板倉町は、基本的な苦情等に対応しない。

6 販売商品の種類等

- (1) 種類 飲料品及びアイスとする。酒類の販売は行わないこと。
- (2) 価格 標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- (3) 商品 販売する商品は、板倉町の確認を得ること。

7 設置者の負担

(1) 賃貸借料

賃貸借料は貸付料と電気料を合わせた額を納入することとする。

ア 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上額（消費税相当額を含む。）に対して、貸付料率提案書（様式第2号）に記入した率（12%以上とする。）を乗じた額とする。（1円未満は切り捨て）

イ 電気料

電気料は、設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）により検査に合格したものに限り。）により計測した電気使用量により板倉町が算出した額とする。

ウ 自動販売機の設置、維持管理及び交換撤去に係る費用は、設置者が負担する。

※電気使用量を計測するためのメーター、回収ボックス、その他付属品の設置費用及び工事費等を含む。

エ 設置に当たっての工程等については、板倉町の指示に従うものとする。

(2) 納付方法

賃貸借料の納付は四半期毎とし、板倉町が送付する納入通知書により納付すること。

（4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分、1月から3月分をそれぞれ板倉町が指定する期限までに納付する。）

8 報告

設置者は、四半期終了翌月の10日までに設置した自動販売機毎に次の事項を報告すること。

- (1) 前四半期分の売上数及び売上金額
- (2) 前四半期分の電気使用量

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状回復し板倉町の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

板倉町の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 板倉町の責に帰することが明らかな場合を除き、板倉町はその責任を負わない。

- (2) 商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、設置者の負担により速やかに応急措置を行うとともに、復旧しなければならない。

12 禁止事項

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途で使用してはならない。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸、又はそれに類する行為をしてはならない。
- (3) 貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。